

一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士資格制度基本規程

新	旧
<p>第6条 委員会の委員は、理事会の議を経て、理事及び<u>代議員</u>の中から理事長が委嘱する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、本学会員から委員を委嘱することができる。</p>	<p>第6条 委員会の委員は、理事会の議を経て、理事及び評議員の中から理事長が委嘱する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、本学会員から委員を委嘱することができる。</p>
<p>第17条 <u>生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士の資格の更新を申請する者は、委員会が実施する審査に合格しなければならない。</u></p>	<p>第17条 委員会における審査は、書類審査及び口述試験（管理胚培養士）あるいは書類審査（胚培養士）とする。</p>